

現場代理人及び主任技術者等選任通知書の記載留意事項

- (1) この通知書は、請負金額の大小に関係なく提出すること。
- (2) 下請予定金額欄には1次下請予定金額の総額を記載し、当該金額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる工事については、監理技術者を専任し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを（表、裏とも）添付すること。
- (3) 主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合8,000万円）以上のものである。
- (4) 現場代理人及び主任技術者等と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
 - ・直接的な雇用関係…主任技術者等と当該建設業者との間に雇用に関する一定権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣職員は含みません。
 - ・恒常的な雇用関係…一定期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが担保されていることが必要であり、主任技術者等は、当該建設業者から入札の申込みのあった日（指名競争入札の場合は入札執行日、随意契約による場合は見積書の提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。
- (5) 「資格名称等」欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入すること。資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。
- (6) 現場代理人を兼務する場合において、兼務に係る既発注工事が下関市長発注の工事である場合は、本工事と兼務に係る既発注工事の両工事間の移動距離を示す図面等（縮尺及び移動経路が記載されていること。）を添付すること。